

第70期

# 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

## 開催日時

2021年6月24日(木曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時15分)

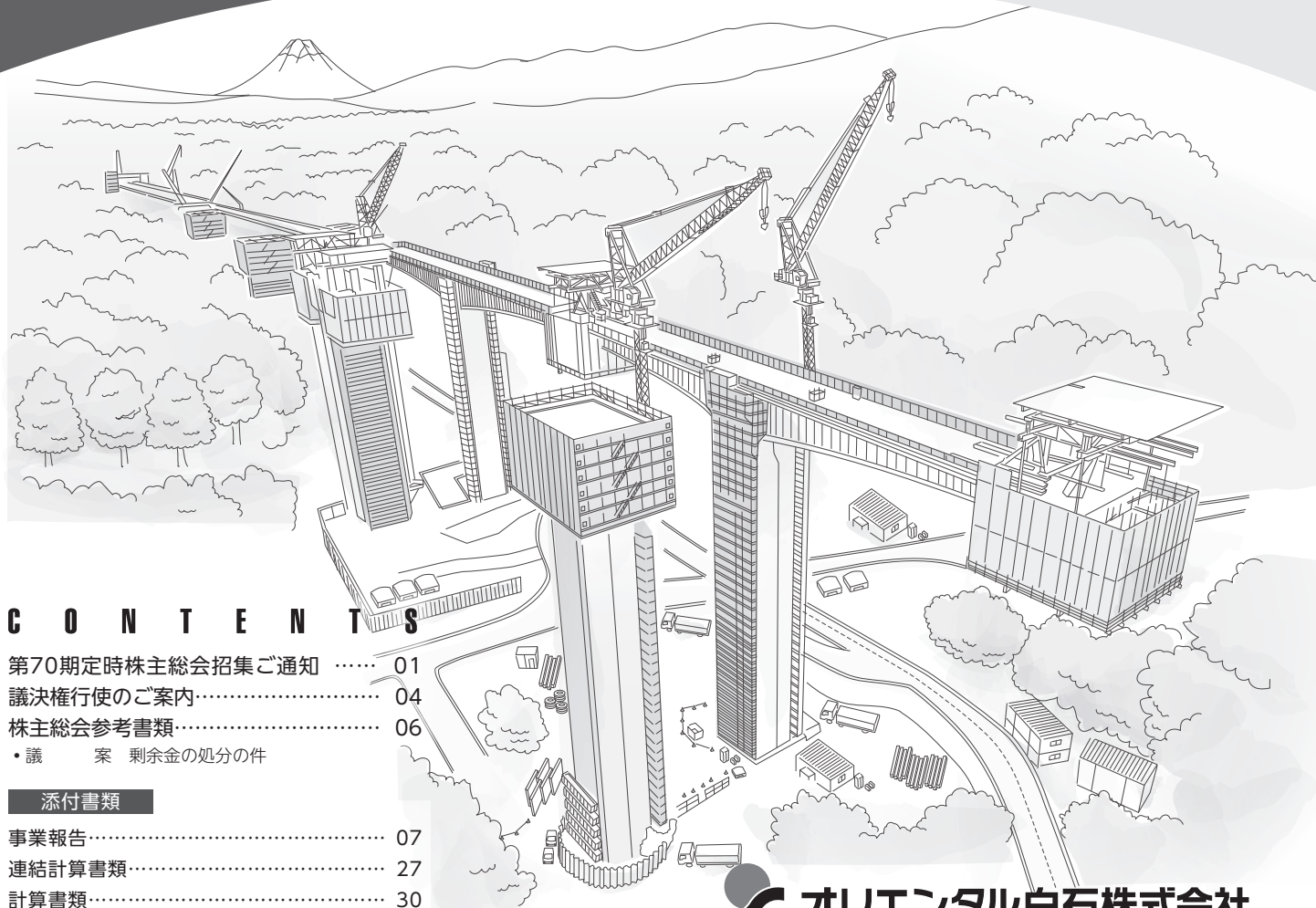
## 開催場所

東京都江東区東陽 4丁目11番3号  
江東区文化センター ホール

※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。

## 議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、  
書面またはインターネットに  
よって議決権を行使するこ  
とができますので、2021年  
6月23日(水曜日) 午後5時  
30分までに議決権を行使し  
てくださいますようお願い申  
上げます。



## C O N T E N T S

第70期定時株主総会招集ご通知	01
議決権行使のご案内	04
株主総会参考書類	06
・議案 剰余金の処分の件	

### 添付書類

事業報告	07
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

 **オリエンタル白石株式会社**

証券コード：1786

(証券コード 1786)  
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番52号

 **オリエンタル白石株式会社**  
代表取締役社長 大野 達也

## 第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府における緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から各種自粛要請が出され、宣言・措置解除後も引き続き警戒を緩めぬよう要請されております。これら事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、引き続き懸念される新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染拡大防止の観点から、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

**なお、議決権は以下のいずれかの方法によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに行使いただきますようお願い申し上げます。**

### **[郵送による議決権行使の場合]**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### **[インターネットによる議決権行使の場合]**

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬具

## 記

1. 日 時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)  
2. 場 所 東京都江東区東陽4丁目11番3号

江東区文化センター ホール

※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 目的事項  
報告事項

1. 第70期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期(2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項  
議案

剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の「連結注記表」
- ②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.orsc.co.jp/>)に掲載させていただきます。
  - ◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

<ご案内>

合併に伴う本株主総会における報告事項について

当社は、2021年4月1日付にて、当社を存続会社、OSJBホールディングス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

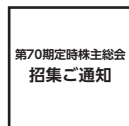
本総会における会社法上の報告事項は、当社第70期（2021年3月期）に関するご報告でございますが、株主の皆様への情報開示の継続性と連続性を保つため、OSJBホールディングス株式会社第7期（2021年3月期）につきましても併せてご報告を行うこととし、同社第7期の事業報告、連結計算書類及び計算書類を「ご参考資料」として、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.orsc.co.jp/>）に掲載しておりますので、株主の皆様におかれましては、そちらをご覧くださいませう、よろしくお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスをはじめとする感染予防及び拡散防止のため、当日スタッフはマスク着用にて対応させていただくことがございます。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の健康状態にご留意のうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

## 当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### ■当日ご出席の株主様



お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第70期 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年6月24日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時15分)

### ■当日ご出席いただけない株主様

#### 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分必着

#### インターネットによる 議決権の行使



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる行使方法の詳細は **次頁** をご覧ください



行使期限 2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分まで

## ■電磁的方法（インターネット）による議決権行使のお手続きについて

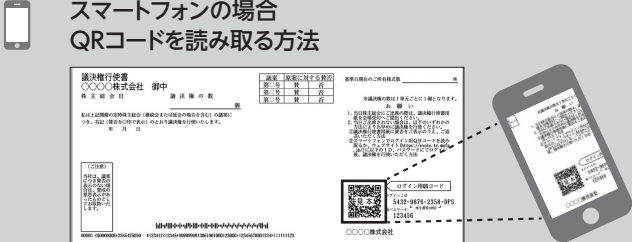
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

### 議決権行使期限

2021年6月23日（水）

午後5時30分まで

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



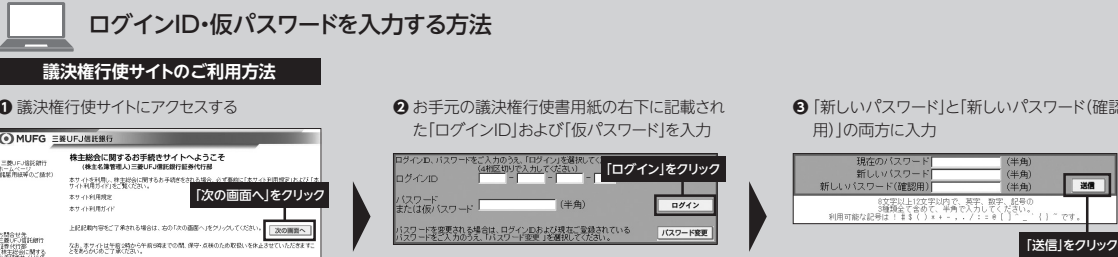
スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！  
同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。  
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
二回目以降のログインの際は…  
下記のご案内に従ってログインしてください。

議決権行使書副票(右側)

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 議決権行使サイトのご利用方法

- 議決権行使サイトにアクセスする
- お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-173-027（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を経営における最重要課題のひとつと考え、安定した利益配当を継続して実施することを基本方針としております。

当社は、2021年4月1日にOSJBホールディングス株式会社を吸収合併し、2020年12月23日開催の同社臨時株主総会において決議された剰余金の配当の支払義務を承継いたしました。

つきましては、2021年3月31日の最終のOSJBホールディングス株式会社の株主名簿に記載又は記録された普通株主様又は登録株式質権者様に対し、1株につき8円の剰余金の配当を行いたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその金額  
当社普通株式1株につき 金8円  
配当総額 金943,347,488円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月25日

以 上

**添 付 書 類**  
**事 業 報 告**  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ■ 事業の全般的状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、内外における新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあります。輸出はアジア向けの増加を中心に全体的に緩やかな持ち直しがみられ、生産も鉱工業を中心として回復基調にあります。感染症の影響により大幅に悪化していた企業収益も引き続き非製造業での弱さはみられるものの、総じてみれば改善しております。しかしながら一部個人消費持ち直しの動きに足踏みがみられることから、感染症拡大による下振れリスクの高まりを注視する状況が続いております。

一方、公共投資につきましては、国の令和2年度一般会計予算の補正予算で講じられた約2.4兆円の予算措置と前年度同水準を確保した令和3年度一般会計予算と合わせることで、公共事業関係費全体は前年度並みの8.5兆円となっております。加えて公共工事請負金額も対前年同期比3,400億円増の102.3%の実績となっていることから、高い水準を維持する予算額執行の効果発現と併せ、引き続き堅調に推移していくことが見込まれております。

このような状況におきまして、当社グループ全体で受注活動に取り組んだ結果、当連結会計年度の受注高は、533億4千5百万円（前年同期比4.0%減）となりました。前連結会計年度において、建設事業で例年を上回る実績であったため、前連結会計年度比では減少とはなりませんが、例年の水準を確保しております。

当連結会計年度の主要な受注は、以下のとおりであります。

#### (建設事業)

- ・ニューマチックケーソン工事  
国土交通省近畿地方整備局  
「長殿道路1号橋P1橋脚工事」
- ・コンクリートの新設橋梁工事  
東日本高速道路株式会社  
「横浜環状南線神戸橋（PC上部工）工事」
- ・橋梁の補修補強工事  
中日本高速道路株式会社  
「北陸自動車道（特定更新等）富山IC～立山IC間床版取替工事（その2）」



売上につきましては、総じて工程の遅れもなく順調に推移したことで、売上高は552億2千4百万円（前年同期比15.0%増）となりました。また大規模更新事業等の工事の発注規模の大型化、長期化等から受注残高は、657億8千8百万円（前年同期比2.7%減）となりました。

損益面では、売上総利益は92億4千4百万円（前年同期比24.5%増）、営業利益は51億1千8百万円（前年同期比38.6%増）、経常利益は51億6千3百万円（前年同期比35.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は37億6千3百万円（前年同期比43.2%増）となりました。

売上高	552億2千4百万円	営業利益	51億1千8百万円
経常利益	51億6千3百万円	親会社株主に帰属する当期純利益	37億6千3百万円

### ■ 事業の部門別状況

当社グループの事業は、以下のとおりであります。

- 〔建設事業〕 プレストレストコンクリートの建設工事及び製造販売、  
ニューマチックケーソン・補修補強等の建設工事、耐震補強  
建築工事の設計・施工、建設工事用資材の販売
- 〔その他〕 太陽光発電による売電事業

### 当連結会計年度の受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度末 受注残高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	当連結会計年度末 受注残高
建設事業	67,667	53,269	55,148	65,788
その他	—	75	75	—
合計	67,667	53,345	55,224	65,788

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は11億8千5百万円であり、その主なものは、ニューマチックケーソン工法工事の施工にかかる設備のほか、維持更新のための機械装置及び工具器具備品の買換え等であります。

### (3) 資金調達の状況

当社は、山木工業ホールディングス株式会社の株式取得を目的として、2021年2月に長期借入金37億3千万円を調達いたしました。

当社は、機動的かつ安定的な資金調達のため、2021年3月に取引銀行5行との間で、開

始日を2021年4月1日とするシンジケーション方式による総額60億円のコミットメントライン契約を締結しております。

#### (4) 対処すべき課題

公共投資市場は、防災・減災対策や将来を見据えたインフラ老朽化対策の推進、整備新幹線の着実な整備やリニア中央新幹線プロジェクトの推進、全国的高速道路の大規模更新工事及び4車線化といった事業が引き続き展開され、今後の建設需要は底堅い見通しであります。しかしながら、建設業においては、技能労働者の減少による担い手確保、ICT等の技術革新による生産性の向上、工事現場における長時間労働の是正といった働き方改革への対応等、課題も山積しております。

このような環境のもと、当社グループでは、主力事業の強化のため公入札における総合評価力の強化による受注確保への対応、当社グループの持つ特化技術採用に向けた技術営業の推進、競争力を高める研究開発・設備投資の推進、教育の充実と多様な人材活用による組織強化、生産性向上とコスト競争力向上等の戦略を進めてまいります。

工事現場における長時間労働を是正するため、生産性の向上、社員能力の向上という観点から“人材の育成”“生産性の向上”“働き方改革”の3つの課題をテーマとして対策を進めております。

また、当社グループの事業を支える協力会社に対して研修設備の建設や社員研修、資格取得の支援により技能労働者の確保への環境整備も進めてまいります。

なお、当社は、2021年4月1日付でOSJBホールディングス株式会社を吸収合併したことに伴い、同社が2020年5月26日に発表しました中期経営計画（2020-2022）を引き継ぐこととし、併せて、経営指標目標を修正いたしました。

新たな中期経営計画は以下のとおりであります。

#### 【中期経営計画の基本方針】

##### ①課題解決への貢献

- ・国土強靱化、インフラ老朽化対策、経済活性化、地方創生の課題解決への貢献
- ・これを企業業績の向上につなげる

##### ②深める！広げる！

- ・主力事業のさらなる強化に加え、新規事業、海外事業等へ事業領域を拡充
- ・競争力の強化と生産性の向上に資する研究開発と戦略的投資に注力

##### ③筋肉質そしてフレキシブル

- ・人材育成を通じた体制強化とダイバーシティを推進し、筋肉質でフレキシブルな組織を目指す
- ・リスクマネジメント、モニタリング体制を強化、グループシナジーの発揮、BCPを実践

- ④有形・無形の企業価値向上
- ・安定的な配当継続を目指す
  - ・環境事業を進めるとともに社会貢献に努める

【中期経営計画における経営指標目標（2023年3月期）】

売上高	650億円
経常利益	48億円
親会社株主に帰属する当期純利益	32億円
自己資本当期純利益率（ROE）	8%以上
配当性向	40%程度
総還元性向	40%以上

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 2017年度	第68期 2018年度	第69期 2019年度	第70期 2020年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	—	55,631	55,597	53,345
売 上 高 (百万円)	—	45,072	47,998	55,224
経 常 利 益 (百万円)	—	4,109	3,807	5,163
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	—	3,039	2,628	3,763
1株当たり当期純利益 (円)	—	663.58	573.90	821.83
総 資 産 (百万円)	—	42,818	44,777	55,611
純 資 産 (百万円)	—	26,014	27,649	30,840

- (注) 1. 第68期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 第68期及び第69期の連結財務諸表については、会社法上の監査を受けておりません。
3. 当社は、2021年2月1日付で無償割当による新株発行を行いました。第68期の期首に当該株式の発行が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社はOSJBホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式4,580,000株（出資比率100%）を保有しております。同社は、純粋持ち株会社であります。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

#### イ. 当該取引が当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で資金の借入、貸付を行っておりますが、OSJBホールディングスグループにおける金利軽減策としての貸借であり、利率は市場金利等を勘案して決定しております。

また、当社は、親会社に対して債務の保証を行っておりますが、取引に当たっては、その必要性及びグループにおける合理的経営の視点等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

#### ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、取締役会において、資金の借入、貸付について市場金利等を勘案して決定する等、親会社との取引について多面的な議論を行い、当該取引の実施の可否を決定していることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(注) 当社は、2021年4月1日付で当社を存続会社、OSJBホールディングス株式会社を消滅会社とした吸収合併を行い、同日付でOSJBホールディングス株式会社は消滅いたしました。

### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社タイコー技建	20百万円	100.0%	建設工事、工事機材の運搬
山木工業ホールディングス株式会社	100百万円	99.9%	山木工業株式会社の株式保有を通じた経営指導
山木工業株式会社	60百万円	99.9% (99.9%)	建設工事（港湾、土木、建築）

- (注) 1. 当社は、2021年2月19日付で山木工業ホールディングス株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。
2. 山木工業株式会社は、山木工業ホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社の孫会社となっております。
3. 当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な営業拠点及び工場

当 社	本社	東京都江東区豊洲五丁目6番52号
	支店	東北(宮城県)、東京、大阪、福岡
	営業支店	名古屋、広島、四国(徳島県)、沖縄
	営業所	北海道、岩手、福島、新潟、石川、神奈川、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、滋賀、兵庫、和歌山、島根、鳥取、高知、山口、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
	工場	関東工場(栃木県)、滋賀工場、福岡工場
株式会社タイコー技建	本社	茨城県つくば市緑ヶ原一丁目1番地2
山木工業ホールディングス株式会社	本社	福島県いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
山木工業株式会社	本社	福島県いわき市平谷川瀬三丁目1番地の4
	工事事務所	福島県いわき市小名浜

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
821名	86名増	46.8歳	20.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 前連結会計年度末比86名増の主な要因は、山木工業株式会社を子会社化したことによります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱UFJ銀行	3,730百万円
OSJBホールディングス株式会社	845百万円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年1月29日開催の臨時株主総会において、当社が存続会社となる2021年4月1日付OSJBホールディングス株式会社との吸収合併の効力発生をもって、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数  
138,809,400株
- (2) 発行済株式の総数  
4,580,000株
- (3) 株 主 数  
1名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
○ S J B ホールディングス株式会社	4,580 千株	100 %

- (注) 1. 2021年4月1日付の○SJBホールディングス株式会社との合併に先立ち、当社定款に定める発行可能株式数は2021年2月1日付で138,789,400株増加しております。
2. 2021年4月1日付の○SJBホールディングス株式会社との合併に先立ち、当社の合併後の自己所有名義株式数を同社が所有する自己株式数と同水準にするべく、2021年2月1日付で普通株式所有株主に対し無償割当てを実施し、発行済株式の総数が4,560,000株増加しております。
3. 当社は、2021年4月1日付の○SJBホールディングス株式会社との吸収合併に伴い、同社の2021年3月31日時点の株主を引き継いでおります。
4. 当社は、2021年4月1日付の○SJBホールディングス株式会社との吸収合併に伴い、同社の普通株式（同社が保有する自己株式は除く。）1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長※	大野 達也		○ＳＪＢホールディングス株式会社 代表取締役社長
取締役	正司 明夫	技術本部長 情報システム担当 技術本部東日本業革推進部長	○ＳＪＢホールディングス株式会社 取締役
取締役	橋本 幸彦	管理本部長 経営企画担当 安全・品質・環境担当	○ＳＪＢホールディングス株式会社 取締役
取締役	遊津 一八	土木事業本部長 建築担当	○ＳＪＢホールディングス株式会社 取締役
取締役	大石 龍太郎	技術担当	
取締役	竹田 雅明	管理本部経理・財務部長 法務コンプライアンス担当	
監査役	高井 繁		
監査役	久米 清忠		○ＳＪＢホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)
監査役	小林 弘幸		

(注) 1. ※は代表取締役であります。

2. 大石龍太郎氏及び竹田雅明氏は、2021年4月1日付の○ＳＪＢホールディングス株式会社との合併により、任期満了となり取締役を退任いたしました。
3. 高井繁氏、久米清忠氏及び小林弘幸氏は、2021年4月1日付の○ＳＪＢホールディングス株式会社との合併により、任期満了となり監査役を退任いたしました。
4. 2021年4月1日付の○ＳＪＢホールディングス株式会社との合併により、次の者が新たに取締役に就任いたしました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役	坂下 清信		日本橋梁株式会社 代表取締役社長 株式会社トーア紡コーポレーション 取締役
取締役	加藤 英明		
取締役	酢谷 裕子		銀座PLUS総合法律事務所 パートナー弁護士
取締役	森永 博之		
取締役 (監査等委員)	久米 清忠		
取締役 (監査等委員)	小島 公彦		バリユーアドバイザリー合同会社 代表
取締役 (監査等委員)	千葉 直人		DT弁護士法人 弁護士

(2) 執行役員の氏名等

当社は経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行機能の活性化のため、執行役員制度を採用しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員 ※	正司 明夫	技術本部長 (兼) 情報システム担当 (兼) 技術本部東日本業革推進部長
常務執行役員	鈴木 正道	東京支店長
常務執行役員	大島 鶴朗	大阪支店長
執行役員 ※	橋本 幸彦	管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全・品質・環境担当
執行役員 ※	遊津 一八	土木事業本部長 (兼) 建築担当
執行役員 ※	大石 龍太郎	技術担当
執行役員 ※	竹田 雅明	管理本部経理・財務部長 (兼) 法務コンプライアンス担当
執行役員	水野 敏昭	東京支店副支店長
執行役員	山崎 直人	福岡支店長
執行役員	大信田 秀治	営業本部長 (兼) 営業本部営業部長
執行役員	神山 正成	東北支店長
執行役員	二井谷 教治	技術本部技師長

(注) 1. ※を付した執行役員は、取締役を兼務しております。



## 2. 2021年4月1日付をもって次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	異動前	異動後
鈴木 正道	常務執行役員 東京支店長	常務執行役員
大島 鶴朗	常務執行役員 大阪支店長	常務執行役員
橋本 幸彦	執行役員 管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全・品質・環境担当	執行役員 管理本部長 (兼) 経営企画担当 (兼) 安全品質環境担当 (兼) 法務コンプライアンス担当
大石 龍太郎	執行役員 技術担当	常務執行役員 技術担当
竹田 雅明	執行役員 管理本部経理・財務部長 (兼) 法務コンプライアンス担当	執行役員 管理本部経理財務部長
水野 敏昭	執行役員 東京支店副支店長	執行役員 東京支店長
神山 正成	執行役員 東北支店長	執行役員

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

## ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年3月31日時点では監査役設置会社であったため、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について取締役会決議を行っておりませんが、2021年4月1日開催の取締役会において以下の事項を決議しております。

## a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、子会社の取締役を兼任する者は、子会社からのみ報酬を支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、従業員に対する賞与支給前経常利益額に応じて算出する支給率を役位毎に設定する基準額に乘じ、賞与として毎年一定の時期に支給する。従業員に対する賞与支給前経常利益額に応じて算出する支給率は年度毎に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえたうえで見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式交付信託による株式報酬とし、対象となる取締役に対して、取締役会で定めた株式交付規程に従い役位に応じたポイントを年度毎に付与し、付与を受けたポイントの数に応じて、当社および当社グループの役員を退任した時に当社株式を交付する。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の時価総額企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会または取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目安として取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、KPIを100%達成した場合の報酬等の種類ごとの比率の凡その目安は、以下のとおりとする。

基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70%：25%：5%

※業績連動報酬等は役員賞与であり、非金銭報酬等は株式報酬である。

※報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。なお、株式報酬は、株式交付規程に基づき個人別に株式を割り当てるものとする。

## ② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2019年12月26日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）、監査役の報酬額は年額40百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は3名であります。

また、2019年6月14日開催の第68期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入を決議しており、株式報酬制度に基づき付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり70,000ポイント（1ポイントはOSJBホールディングス株式1株）、当社が信託に拠出する金銭の上限は5事業年度で90百万円としております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は6名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は3名であります。

なお、2021年1月29日開催の臨時株主総会において、2021年4月1日を効力発生日とする監査等委員会設置会社へ移行する為の定款変更議案が決議されました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、併せて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の設定及び監査等委員である取締役の報酬額の設定並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬額設定についても決議されました。これらにより2021年4月1日現在において、取締役の報酬額は年額2億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額は年額40百万円以内となります。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

また、株式報酬制度につきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり46,000ポイント（1ポイントはオリエンタル白石株式1株）、当社が信託に拠出する金銭の上限は3事業年度で30百万円となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長大野達也が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分とします。

これらの権限を委任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制としており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同氏が最も適切である為です。また、取締役の報酬を決定するにあたっては、事前に独立社外取締役とその他の取締役で構成する指名報酬諮問委員会に諮り、同委員会からの答申を踏まえてこれを決定することにより、透明性および公正性が確保されている為であります。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役	72	49	12	11	6
監査役 (社外監査役を除く)	18	18	—	—	2
社外監査役	3	3	—	—	1
合計	94	70	12	11	9

- (注) 1. 固定報酬 (基本報酬) は、役位に応じた業務執行の役割と責任の程度を勘案して、固定月額報酬として決定しております。
2. 変動報酬 (賞与) は、事業活動の成果である前期経常利益額実績を指標として、設定された賞与支給前経常利益額に応じ役位別に定めた支給率を乗じ、取締役各位の評価を加味し算定したものを取締役会において決定しております。
3. 経常利益額を変動報酬の指標として選定した理由は、当社グループの持続的な成長を測る上での重要なメルクマークであり、中期経営計画における経営指標目標値としても採用している為であります。なお、本連結会計年度における連結経常利益の実績は、51億6千3百万円でした。
4. 株式報酬は、株式交付規程において役位別に設定された基礎金額を、信託によるOSJBホールディングス株式の取得価格で除したものを付与ポイントとし、毎年4月1日から翌年3月31日の対象期間における在籍期間に応じポイントを付与しております。

なお、2021年4月1日現在において、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) の報酬は、上記同様の構成となり、監査等委員である取締役及び社外取締役については固定報酬としての基本報酬のみとしております。

⑤ 役員ごとの報酬等の総額等  
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
2021年4月1日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議すると共に当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、同決定方針と整合性がとれていることを確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役協議会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	小林 弘幸	当事業年度開催の取締役会には、20回中19回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役協議会には、全15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 34百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62百万円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役は、前年度の監査実績の分析を行い、当年度の監査体制、監査計画、要員計画及び監査予定時間等を勘案するとともに、経営執行部からの資料と報告を受けて監査報酬見積りの相当性等を確認し、合理的な水準であると判断して同意いたしました。
2. 会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「株式取得に伴う会計・税務デューデリジェンス業務」「買収企業の決算早期化に係る助言業務」「買収後の統合事務局の支援助言業務」「財務諸表翻訳業務」を委託し対価を支払っております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、解任については会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当し或いはそれに準じる事実を認め且つ改善の見込みが認められない場合に、また、不再任については会計監査人の業務執行状況、経済状況等諸般の事情を総合的に勘案して会計監査人を再任しないことが適切妥当と判断する場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案内容の決定を行う方針です。

### (6) その他の事項

当事業年度に辞任または解任された会計監査人はおりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2014年12月3日開催の取締役会にて、当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（「内部統制システムの基本方針について」）を決議しておりますが、2017年8月8日開催の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしました。改定後の内容は以下のとおりです。

当社及び当社の子会社を含む当社グループ(以下、当社グループ)は、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、当社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、当社グループの情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行っていきます。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制の構築に努めます
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行ううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定し、取締役は、取締役会を通じ他の取締役の業務執行を監督する。
- ② 「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めたときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じる。また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告する。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「企業倫理ヘルプライン規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制の強化を図る。
- ④ 当社グループの全ての役職員は、当社の親会社の「内部通報制度運用規程」に基づき、親会社の監査役や弁護士等を受付窓口とした内部通報制度を利用できる体制を整備する。

- ⑤ コンプライアンスに関する規程として「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともにコンプライアンスの状況を監査し、また「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記し適切に対応する。
  - ⑥ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに対応するため、「リスク管理規程」を制定し、「リスク管理委員会」を当社グループのリスク管理機関として、リスク管理の対応状況をモニタリングし、必要な措置について審議する体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき、「グループ経営会議」を通じて当社グループの目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議する。
  - ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制を構築する。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」において、グループ運営上重要な子会社業務における承認事項及び報告事項を定め、子会社に対し当該事項に係るグループ経営会議での審議又は取締役会の承認を義務付け、中期経営計画、年度事業計画の策定等、グループ全社の状況を管理・監督し、業務の適正及び効率性を確保する。
  - ② 子会社のリスク管理の運用状況を確認するため、「リスク管理委員会」において子会社のリスク対応計画について報告を義務付け、定期的に管理状況のモニタリングを実施し、その審議内容を取締役会及び「グループリスク管理委員会」に報告する。
  - ③ 「コンプライアンス規程」及び「企業倫理ヘルプライン規程」は当社グループすべての役職員に対し適用するものとしており、子会社のコンプライアンスの周知・徹底の為の教育・研修といった活動を支援し、監視体制を整備する。



- ④ 監査室は子会社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する恐れのある行為に対しては、子会社に対し是正を勧告する体制を構築する。
  - ⑤ 当社の親会社の「関係会社管理規程」で定める重要事項については、親会社の取締役会の承認手続きを経る体制とし、親会社が主管する「グループ経営会議」において事前に審議することにより、当社グループの取締役会の業務の適正及び効率性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに、監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、内部監査機関である監査室が補助し、監査室員の任命、異動と人事評価については監査役と協議を行うこととする。
  - ② 監査役は当該使用人に対し補助業務の指揮命令権を有し、監査役の指示の実効性が確保されるよう適切に対応する。
- (7) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制等
- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役に報告する。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整備する。
  - ② 監査役は、代表取締役と定期的に会合（及び、必要に応じて、各担当取締役と会合）を持つことにより監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題や会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する体制を整備する。  
監査役は、平素より子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、監査を有効かつ効率的に進めるために内部監査部門と緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努める。
  - ③ 監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由にして、解雇その他不利益な取扱いを受けることのないよう、規程に定め報告者本人の保護に適切に対応する。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査役監査基準」において監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、その費用を負担する旨を定め、監査の環境整備を行う。
  - ② 「監査役協議会規程」及び「監査役監査基準」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定め監査体制の実効性を高める。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。本年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下のとおりです。

- (1) コンプライアンスに関する取組
- ① 「企業行動規範」「コンプライアンス規程」「内部者取引に関する規程」を定め、社内イントラネットに掲載し周知するとともに、コンプライアンス・内部統制研修（階層別研修(4回)、支店会議体教育(18回))を実施。各支店にコンプライアンス推進担当者を設置し、不正再発防止策の浸透に向けてコンプライアンス推進担当者会議を3回開催し、昨年に続き社員、現場代理人、各部門長等による「コンプライアンスを遵守する旨の誓約書」の提出を実施しております。また親会社からのメールマガジン、コンプライアンス通信の情報配信(各12回)や、定期的なミニテスト、啓蒙ポスターの掲示、「コンプライアンスハンドブック」の配付、コンプライアンス理解度テスト等を利用して法令遵守の意識の向上と不正行為の防止に努めております。
  - ② 「企業倫理ヘルプライン規程」において相談・通報者に対する保護を明記し、法務コンプライアンス室が窓口となって適切な対応をとっております。またグループ役職員が利用できる「内部通報制度」では、協力会社役職員も利用できる体制としております。

(2) リスク管理に関する取組

「リスク管理規程」に基づき、本年度はリスク管理委員会を2回（9月、2月）開催しております。同委員会において、当社各部門及び子会社から報告された重点リスク対応計画の進捗について定期的にモニタリングを行い、管理状況を取締役に報告し、グループリスク管理委員会並びに親会社取締役会への報告をしております。

(3) 職務執行に関する取組

取締役会規程等に基づき取締役会における決議事項等の意思決定の手続きを定め、経営会議を社長の意思決定のための協議機関とし、職務執行の効率化を図っております。本年度は取締役会を計20回開催し、グループ経営会議は18回開催しております。

(4) 子会社管理に関する取組

- ① 「関係会社管理規程」において子会社業務における承認・報告事項を定め、グループ経営会議やリスク管理委員会を通じ、子会社の執行の管理監督を適切に行うとともに、取締役会において子会社から業務執行状況の報告を受けております。
- ② 当社及び子会社を対象にした内部監査は35回、75部署で実施し、監査結果についてグループ経営会議にて報告を行い、グループ全体で情報の共有を図っております。

(5) 監査役監査に関する取組

当社の監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるために取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人並びに当社の内部監査部門と定期的に情報交換を行っております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>43,886</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>18,590</b>
現金及び預金	8,035	支払手形・工事未払金	9,345
受取手形・完成工事未収金	29,441	短期借入金	1,100
未成工事支出金	3,215	1年内返済予定の長期借入金	758
材料貯蔵品	224	未払金	1,431
立替金	2,729	未払法人税等	459
未収消費税等	15	未成工事受入金	3,570
その他の	228	預り金	1,245
貸倒引当金	△4	賞与引当金	37
		工事損失引当金	89
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,725</b>	完成工事補償引当金	54
<b>有形固定資産</b>	<b>6,206</b>	その他の	497
建物及び構築物	1,262	<b>固 定 負 債</b>	<b>6,180</b>
機械及び装置	2,301	長期借入金	4,083
土地	2,254	特別修繕引当金	6
建設仮勘定	37	退職給付に係る負債	2,054
その他の	349	繰延税金負債	33
<b>無形固定資産</b>	<b>2,098</b>	その他の	2
のれん	1,868	<b>負 債 合 計</b>	<b>24,771</b>
その他の	230	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,419</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>30,601</b>
投資有価証券	2,602	資本金	500
繰延税金資産	576	資本剰余金	6,543
その他の	291	利益剰余金	23,557
貸倒引当金	△50	その他の包括利益累計額	238
		その他有価証券評価差額金	475
		退職給付に係る調整累計額	△236
		<b>非支配株主持分</b>	<b>0</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>30,840</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>55,611</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>55,611</b>

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		55,224
売上原価		45,980
売上総利益		<b>9,244</b>
販売費及び一般管理費		4,125
営業利益		<b>5,118</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	42	
特許権使用料	25	
受取保険金	34	
還付消費税等	30	
スクラップ売却益	31	
財産評定損戻入益	7	
その他営業外収益	45	218
営業外費用		
支払利息	12	
前受金保証料	27	
支払手数料	110	
その他営業外費用	23	173
経常利益		<b>5,163</b>
特別損失		
固定資産除却損	22	22
税金等調整前当期純利益		<b>5,140</b>
法人税、住民税及び事業税	1,408	
法人税等調整額	△32	1,376
当期純利益		<b>3,763</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>3,763</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	500	6,543	20,722	27,766
当期変動額				
剰余金の配当			△929	△929
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,763	3,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			-	-
当期変動額合計	-	-	2,834	2,834
当期末残高	500	6,543	23,557	30,601

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額 合計		
当期首残高	316	△432	△116	-	27,649
当期変動額					
剰余金の配当					△929
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	158	196	355	0	355
当期変動額合計	158	196	355	0	3,190
当期末残高	475	△236	238	0	30,840

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,358</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,488</b>
現金及び預金	3,920	工事未払金	7,880
受取手形	2,564	1年内返済予定の長期借入金	658
完成工事未収入金	25,405	未払金	1,522
未成工事支出金	164	未払費用	276
仕掛品	223	未払法人税等	315
材料貯蔵品	200	未成工事受入金	1,489
前払費用	87	預り金	1,201
短期貸付金	3	完成工事補償引当金	54
立替金	2,663	工事損失引当金	89
未収入金	71	その他の	0
未収消費税等	14		
その他の	41	<b>固定負債</b>	<b>5,613</b>
貸倒引当金	△3	長期借入金	3,917
		退職給付引当金	1,696
<b>固定資産</b>	<b>13,096</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>5,843</b>	<b>負債合計</b>	<b>19,102</b>
建物及び構築物	1,258	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	2,363	<b>株主資本</b>	<b>28,877</b>
工具、器具及び備品	106	資本金	500
土地	2,075	資本剰余金	6,543
建設仮勘定	39	資本準備金	500
<b>無形固定資産</b>	<b>227</b>	その他資本剰余金	6,043
ソフトウェア	224	<b>利益剰余金</b>	<b>21,833</b>
その他の	2	利益準備金	547
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,026</b>	その他利益剰余金	21,286
投資有価証券	2,572	特別償却準備金	73
関係会社株式	3,823	別途積立金	2,503
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	18,709
破産更生債権等	2	<b>評価・換算差額等</b>	<b>475</b>
長期差入保証金	164	その他有価証券評価差額金	475
繰延税金資産	425		
その他の	79		
貸倒引当金	△47	<b>純資産合計</b>	<b>29,352</b>
<b>資産合計</b>	<b>48,455</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>48,455</b>

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	50,739	
製品等売上高	3,756	54,496
売上原価		
完成工事原価	42,641	
製品等売上原価	3,060	45,701
売上総利益		
完成工事総利益	8,098	
製品等総利益	696	8,795
販売費及び一般管理費	3,842	3,842
<b>営業利益</b>		<b>4,953</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息配当金	102	
機械等賃貸収入	7	
スクラップ売却益	29	
特許権使用料	25	
受取保険金	34	
還付消費税等	30	
その他営業外収益	44	273
<b>営業外費用</b>		
支払利息	12	
支払手数料	110	
工事前受金保証料	27	
その他営業外費用	23	173
<b>経常利益</b>		<b>5,053</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	22	22
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,030</b>
法人税、住民税及び事業税	1,319	
法人税等調整額	△27	1,292
<b>当期純利益</b>		<b>3,738</b>



## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
						特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	500	6,043	6,543	547	110	2,503	15,864	19,025	26,068
当期変動額										
剰余金の配当				-				△929	△929	△929
特別償却準備金の積立				-		△36		36	-	-
当期純利益				-				3,738	3,738	3,738
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-				-	-	-
当期変動額合計				-		△36		2,845	2,808	2,808
当期末残高	500	500	6,043	6,543	547	73	2,503	18,709	21,833	28,877

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	316	316	26,385
当期変動額			
剰余金の配当		-	△929
特別償却準備金の積立		-	-
当期純利益		-	3,738
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	158	158	158
当期変動額合計	158	158	2,967
当期末残高	475	475	29,352

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オリエンタル白石株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大介 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 靖仁 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリエンタル白石株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリエンタル白石株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

オリエンタル白石株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 大 介 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 靖 仁 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタル白石株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までのオリエンタル白石株式会社第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、当社は、2021年4月1日に、当社の親会社であった旧OSJBホールディングス株式会社（以下「OSJB」といいます。）を吸収合併いたしました。現在の当監査等委員会は、OSJBの監査等委員会として関係法令等に則り合併前の当社も包含した形で監査業務を実施しており、また、合併後においては、合併前の当社監査役であった者より説明を聴くとともに、取締役会への出席等により監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門（監査室等）と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

オリエンタル白石株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 久 米 清 忠 ㊟

監査等委員 小 島 公 彦 ㊟

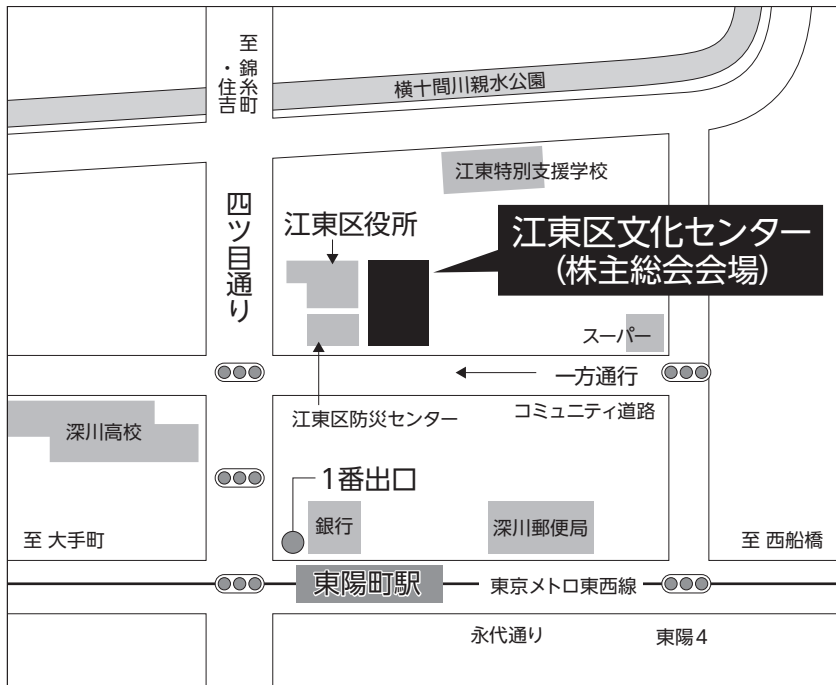
監査等委員 千 葉 直 人 ㊟

(注) 監査等委員小島公彦及び千葉直人は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都江東区東陽4丁目11番3号  
江東区文化センター ホール



・東京メトロ東西線「東陽町」駅 1番出口より徒歩5分

※駐車場・駐輪場の用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さい。

※総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。